

地盤情報共有化 実施要領

第1条 趣旨

近年、平成 28 年度に福岡市において発生した地下鉄延伸工事に伴う道路陥没事故等、地下空間情報の不足による事故等が顕在化していることに加え、地震の発生とともに、台風、大雨等の異常気象による土砂災害が多発しており、地下空間の利活用に関する安全技術の確立を図るため、地盤情報を共有化する取組が求められている。

そのため、国土交通省では、官民が所有する地盤情報の共有化、品質確保の実現のため、地盤情報共有化のためのプラットフォームとして「国土地盤情報データベース」の構築を進めており、直轄事業において取得された地盤情報について登録を開始している。

そこで、大分県においても、土木建築部が実施する事業において取得された地盤情報について、「国土地盤情報データベース」への登録を行い、地盤情報共有化の推進を図ることとし、本要領に、登録に当たって必要な事項を定めるものである。

第2条 対象業務及び工事

対象となる業務及び工事（以下「業務等」という）は、大分県土木建築部が発注する「機械ボーリングによる地質調査を実施する業務等」とする。対象業務等は、別紙1「特記仕様書記載例」を参考に、特記仕様書に地盤情報共有化対象業務等であることを明示する。

第3条 地盤情報の検定及びデータベースへの登録

対象業務等で得た地盤情報について、検定に関する技術を有する第三者機関である一般社団法人「国土地盤情報センター」の検定を受けたうえで、同センターが運営する「国土地盤情報データベース」に登録する。（登録の流れについては、別紙2「地盤情報の取扱の流れ」を参照）

第4条 地盤情報の種類

国土地盤情報センターの検定を受け、国土地盤情報データベースに登録する地盤情報は、以下に示すデータである。

- ①ボーリング柱状図（PDF 形式及び XML 形式）
- ②土質試験結果一覧表（PDF 形式及び XML 形式）

なお、受注者は上記①、②の地盤情報のうち、XML 形式データを作成するに当たっては、「地質・土質調査成果電子納品要領」（国土交通省大臣官房技術調査課）を準用するものとする。

第5条 地盤情報の検定内容

国土地盤情報センターが行う地盤情報の主な検定内容は下記（表1）のとおりである。

（表1） 地盤情報の主な検定内容

分類	検定内容
ボーリング柱状図	・ボーリング数量の確認 ・地質調査技士登録番号の確認 ・調査名、発注機関などの確認 ・緯度経度、座標系の確認 ・岩種・土質区分、試験結果などの確認 ・様式の確認
土質試験結果	・土質試験結果の試験数量の確認 ・調査名、発注機関などの確認 ・試験結果の確認 ・様式の確認

第6条 地盤情報の検定費用

国土地盤情報センターの検定に要するボーリング1本当たりの費用は下記（表2）のとおりであり、次式により直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上する。
なお、検定費は諸経费率算定の対象額としない。

国土地盤情報データベース検定費

＝ボーリング1本当たりの検定費用 × ボーリング本数

(表2) ボーリング1本当たりの検定費用

管理技術者又は主任技術者及びボーリング責任者の資格	検定費用 (ボーリング1本当たり)
①管理技術者又は主任技術者の資格 ・地質調査技師 ・技術士(「総合技術監理部門」－「業務に該当する選択科目」) ・技術士(業務に該当する部門) ・RCCM(「地質部門」又は「土質及び基礎部門」) ・博士(理学又は工学) ・農業土木技術管理士 ・港湾海洋調査士(土質・地質調査) ・施工管理技士(業務に該当する級及び種目) かつ ②ボーリング責任者の資格 ・地質調査技士	2,000 円
上記以外	3,000 円

第7条 地盤情報の利用

大分県及び県内全市町村と国土地盤情報センターは、「地盤情報の収集と利活用に関する協定」(令和2年3月24日付)を締結しており、国土地盤情報データベースに登録された地盤情報は、国土地盤情報センターと協定を締結した国や地方公共団体等の間において、相互に「利用」できる。ここで、利用とは、地盤情報の閲覧、ダウンロード、複製及び改変をいう。

調査職員(監督員)は、発注した業務等において得られる地盤情報について、以下に該当する場合、国土地盤情報データベースに登録する地盤情報を「利用不可」とすることができる。

- ① 外交、防衛及び国際条約に関連する情報
(例：自衛隊施設に関連するもの)
- ② 特定の団体又は個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報
(例：採石や天然ガス等の天然資源、温泉に関連するもの)
- ③ 他機関又は個人から提供された情報のうち、利用することを前提としていない情報
(例：他機関から委託を受けて調査を行ったもの、利用に地権者の同意を必要とするもの(※調査時点で民地内においてボーリング調査を行うものは「利用不可」とする))
- ④ ①から③に該当する情報のほか、発注者において、利用に当たって特段の事情があると判断する情報

第8条 検定の手続き

(1) 地盤情報の利用の可否

調査職員（監督員）は、初回協議時に、業務等において得られる地盤情報について、「利用可」、「利用不可」のいずれに該当するかを受注者に指示する。

(2) 検定データの準備

受注者は、地盤情報データ（XML形式）に、「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省大臣官房技術調査課）」に準じて利用の可否（ここでは、同ガイドライン中の「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替える）を記入し、第4条に示す地盤情報を検定データとして準備する。

(3) 検定の申込

受注者は、国土地盤情報センターに検定料を納付したうえで、国土地盤情報センターのインターネットサイト（<https://ngic.or.jp/>）から検定データを送付し検定の申込を行う。

第9条 地盤情報の納品

受注者は、国土地盤情報センターに地盤情報の検定を受けたのち、同センターから発行される検定証明書を添えて検定済データを成果品として納品する。

第10条 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（令和2年7月28日）

令和2年8月3日以降に起案する業務及び工事に適用する。

特記仕様書記載例

【地質・土質調査業務の場合】

本業務は、地盤情報共有化対象業務である。

受注者は、地盤情報を「一般財団法人 国土地盤情報センター」の検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

受注者は、地盤情報の利用の可否について、国土交通省電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って、成果品データに「公開可否コード」（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする）を記入したうえで、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。

【工事の場合】

上記、【地質・土質調査業務の場合】の「業務」を「工事」と読み替える。

地盤情報の取扱の流れ

